

第三部 岐路 役人たちの水俣病

「行政の責任」。水俣病の半世紀で繰り返し指摘され、関西訴訟最高裁判決で断罪されながら、その所在と在り方は今なお明確にならない。五十年間のさまざまな節目で、政治家や官僚、県や市の職員は何を考え、どう決断してきたのか。役人たちの「岐路」をたどり、行政が果たすべき責任とは何かを探る。



水俣病問題に係る懇談会であいさつする小池百合子環境相（右端）＝2006年3月20日、東京都港区のホテル

てください」。真つすくな文面に「本気で何かをやろうとしているのかもしれない」と感じた。「あらゆる事件事故の被害者支援機関づくりのきっかけにしたい」。航空機事故取材を重ね、行政の被害者対応に疑問を抱く柳田には、そんな期待もあった。

期待はすぐにしほんだ。月一回二時間程度の会議の大半は関係者からの意見聴取。これまでの審議は計約二十二時間にすぎない。柳田が座長を務め、五カ月に百二十五時間の集中審議を行った日本航空改革の会議とは大きな落差があった。

「この会は大したことができないまま終わるでしょう」。二月の懇談会で柳田がこう切り出すと、ほかの委員からも不満が噴出した。「救済制度の見直しを提言せずに終われば、われわれの存在意義はない」。行政の意図を離れ、独自に動きだす懇談会。委員たちの

「決裂 民間委員 環境省に反旗

一枚の文書が会議室の空気を凍り付かせた。

二〇〇六年三月二十日、東京・虎ノ門のホテルで開かれた環境省の水俣病問題に係る懇談会。「（患者の）認定基準を見直すことや、その検討を行う専門家会議の設置は考えておりません」。環境省幹部が早口で読み上げると、傍聴席の水俣病患者から落胆のため息が漏れた。

公式確認から五十年を迎える水俣病問題。懇談会は、過去の行政の過ちを検証し、今後の教訓に結び付けようと、環境相の小池百合子（53）が設置した。しかし、委員たちが一番の関心を向けたのは一般的な「教訓」ではなく、被害者切り捨ての批判もある「認定基準」の見直し問題だった。

「現在の問題を放って五十年の検証をしても何にもならない」。この日も環境省に詰め寄る委員が続出。対する行政の「最後通告」は、かたくな見直し拒否だった。

「議論の途中で完全否定するなんて」。委員の一人、元水俣市長の吉井正澄（74）は絶句。元最高裁判事の亀山維夫（72）は「何を言ってもやる気はないってことでしょうな」とあきれた。

「もともと、懇談会に入るつもりはなかった」。委員の一人、ノンフィクション作家の柳田邦男（69）は環境省からの要請を一度断った。「私より水俣病に向き合ってきた専門家がたくさんいる」と考えたからだ。

柳田の心を動かしたのは若手職員からの一通の手紙だった。「委員になって思い切った議論をし

「反旗」だった。

思わぬ展開に「後ろから矢を射られた気分」の環境省。それでも委員の説得に乗り出す動きはない。「行政にできないことははっきりしている。分かってもらうしかない」。幹部の突き放すような言葉には「最後に判断を下すのはわれわれ」という思いがにじむ。

従来の政策の枠から抜け出そうとしない官僚たち。では、政治家の小池ならどうか。柳田は「水俣病問題で独自色を出したいという思惑はある」と、その政治的野心に期待をつなぐ。

「結論は決まっているのではないか。どういう形で議論を政策に反映させるのか」。二十日の会議で柳田に覚悟を問われた小池は、答えぬまま中途退席した。記者にマイクを向けられた小池は「懇談会でしっかりお話を続けてもらえれば、と思ってます」と、いつものせりふを繰り返すだけだった。

メモ 水俣病問題に係る懇談会

水俣病の公式確認から2 本県の責任を認めた200 策を採るのが目的。座長の 相次いでおり、最終的にま
006年5月で50年を迎え 4年10月の関西訴訟最高裁 有馬朗人元文相ら計10人の とめる提言に基準問題を盛
るのを機に小池百合子環境 判決を踏まえ、行政の過ち 委員からは現行の患者認定 り込むかどうかが焦点とな
相が前年4月設置。国と県 や課題を検証し、今後の対 基準見直しを求める意見が っている。

② 距離 被害防止の手だて遠く

市役所から自転車で懸命に駆けつけたのは、狭い谷底のような海辺の集落だった。

熊本県水俣市月浦。元市衛生課職員の測上英明（75）は、一九五六（昭和三十一年）五月、初めてこの集落を訪れた。

「子どもさんが病気になるっておる。調べてほしい」。日本脳炎や赤痢などの伝染病予防係だった測上は、水俣保健所の指示を受け、患者の様子を確認しようとした。が、五歳と二歳の姉妹は既に入院した後だった。

「あんたたちも病気になるんごつせんばよ」。帰り際、測上が家族に見せた気遣いは、役には立たなかった。姉妹は伝染病ではなく、初めて公式に報告された水俣病患者だったからだ。

水俣湾沿岸の漁村では、数年前から魚が海に浮いたり、ネコが狂い死ぬなどの異変が起こっていた。だが、多くの市民はその事実を知らず、知ってもさほど気に留めていなかった。別の元市職員はこう振り返る。「最初は、水俣市の中でも遠くの出来事やった」

四週間後、保健所やチッソ付属病院らの代表による「水俣市奇病対策委員会」が設置されると、当時二十五歳だった測上も委員として参加。唯一の市役所代表として、家族構成や暮らしぶりを聞く疫学調査や患者支援に携わった。

口が利けず、歩けず、激しい痙攣を繰り返す。「こりゃあ大変だ」。調査を通して初めて目の当た

りにした患者の姿はショックだった。

原因究明のため、熊本大の研究に協力して自宅
でネコを飼い、水俣湾の魚を与え続けた。わずか
一カ月で狂い死んだネコを見て確信した。「原因
は魚だ。チッソの排水が怪しい」

しかし、漁獲禁止の権限は県にあり、市は「魚
介類の摂取自粛」を指導するだけ。測上は公式に
「食うな」とは言えない。各集落を回っては「魚
を食べては駄目だ」と一人でこっそり訴えたが、
当時の貧しい漁民たちにとっては、魚は主食も同
然。若い役人の説得では止められない。もどかし
さばかりが募った。

一方、奇病の噂で魚が売れず、漁村の暮らしは
苦しくなっていた。測上はある集落で五、六人の
女性に囲まれた。「あんたが来ると魚が売れん。
もう協力せん」。まるで悪者扱いだった。

それでも測上はいま、「市としては、やるべきこ

とはすべてやった」と断言する。

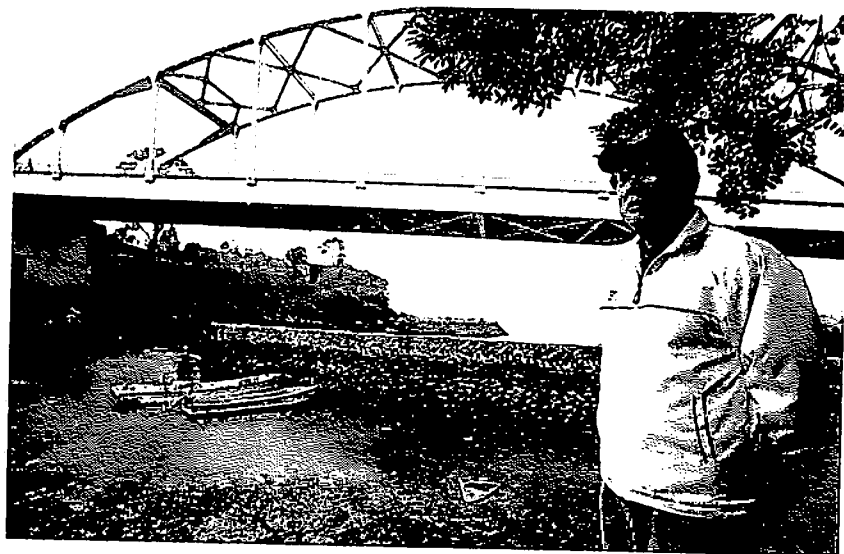
国や県のような「権限」はなく、患者や漁民に補償する「財源」もない中、生活保護費の融資条
件を緩めるなど、思い付く限りの対策をとった。できる範囲で精いっぱい被害者の生活を支えたとい
う自負がある。

だが、わずか四、五人の衛生課がどんなに頑張っても「焼け石に水」。市が担当職員を増強する
など踏み込んだ対応をした形跡もない。そのせいか、初期の患者が職員個人に感謝することはあつ
ても、市全体を評価する声は聞こえてこない。

発生時の橋本彦七市長は元チッソ水俣工場長。元市職員の森山優（84）は「水俣はチッソで持つ
とつとだと。チッソに悪いような仕事はすんなどという雰囲気役所にあった」と証言する。

患者とチッソの板挟みになった市は、国に助けを求め、原因究明や漁獲禁止の陳情、請願を繰り返
したが、訴えはなかなか届かなかった。頼りの熊本県でさえ動きは極めて鈍かった。

「悪霊にも似た水俣病」（市制施行十周年記念市史より）と闘った水俣。熊本も東京も、あまりに
遠かった。最前線から発したSOSは、虚空をさまようしかなかった。



水俣病発生当初、調査に訪れた海辺の集落で、当時を振り返る元水俣市職員の測上さん

水上と、その副知事就任を後押しした知事の桜井三郎（故人）は、ともに内務官僚出身。元県議の浦田勝（80）は「元官僚だし、何かに抵抗してまでやる人間じゃなかった。ましてお上に対しては…」と水上を評する。

「蒸留水」とあだ名がつくほど、まじめで手堅かった」

水上の秘書を八年間務めた元県職員、富永典吾（82）によると、桜井から県の内政をほぼ任せられ、知事業務を代行することも多かった。

当時の熊本は課題山積。死者五百三十七人を出した五三年の豪雨災害、五八年の阿蘇山大爆発。熾烈を極めた五九年知事選では桜井が敗れた。庁内から多くの選挙違反者を出し、人事が刷新された。そして六〇年には三井三池争議。

「また、アユをよろしく」。富永は、陳情のため列車で頻繁に上京する水上から、手土産にする球磨川のアユをよく頼まれた。「県の総合開発と発展のため一生懸命飛び回っていた」。そんな水上だが、水俣病対策にかかわっていた場面は、富永の記憶にない。

「県政混沌の時代」ゆえに、水俣病対策は置き去りにされたのか。富島は「彼一人がすべて決めたわけじゃない。県全体の責任だ」と、水上をかばう。しかし、水俣病問題の責任者として、県の不作為を招いた責任は軽くない。

知事選後の異動で水俣病担当を外れ、半年後に失意の中で県庁を去った守住は、後にこう語った。「行政にはほとほとあいそがつかしました」

メモ 食品衛生法適用

1957（昭和32）年2月、熊本大研究班は有毒な魚介類摂取を防止するため食品衛生法4条（有害食品の禁止）を適用、「魚を捕ること、売ることを禁止すべきた」と提唱。国立公衆衛生院による「奇病は魚用できない」との一言で見送る。本来、国の承認や許可は不要だが、食中毒である水俣病に同法が適用されることは一度もなかった。

「4」隠ぺい 人命より経済成長優先

「水銀を使う工場はほかにもある。何でそこでは病気が出ないのか」。一九五九（昭和三十四）年十一月、東京・日比谷のレストランで開かれた水俣病の各省連絡会議。通産省（当時）軽工業局長、秋山武夫（故人）の声がひととき大きく響いた。

会議は関係四省庁が水俣病問題への対応を話し合う場だったが、チッソの排水による「有機水銀説」に反発する秋山らの発言で「全然まとまらない、言いたい放題の会議」になった。

秋山に随行していた宇賀道郎（71）は、部屋の隅でじっと耳を傾けていた。石油化学を所管する有機一課係長で、入省四年目の「下っ端」。局長発言に「違和感は感じなかった」という。

翌日、厚生省の水俣食中毒特別部会は、水俣病の原因物質を「有機水銀化合物」と断定。しかし、発生源は特定しなかった。既にチッソの工場排水を疑う声はかなり広がっていたにもかかわらず、排水を規制する措置は何も取られなかった。

今、宇賀は弁明する。「根拠があいまいなまま操業を中止させて、もし間違えれば損害賠償請求される恐れがある。そんなことができますか」。人命優先の議論も「省内にはなかった」。

会議に先立つ五八年、東京の本州製紙工場の排水で江戸川が黒く濁り、反発した漁業者が工場に乱入する事件が起こった。このとき、通産省は強い指導力を発揮。東京都や千葉県とともに関係者の説得に回り、工場を一時操業停止させた。

五九年、水俣でも同様に、不知火海沿岸の漁業者が操業停止を求め、チッソに押し掛ける騒動が起きた。通産省の対応はなぜ異なったのか。秋山は八六年の水俣病関西訴訟で証言する。

「チッソの場合は需要産業に対する影響の大きさが違う。日本経済にとって非常にウエートが高い」。化学業界トップのチッソが操業停止す

れば、産業界全体のブレイキになりかねない。「経済発展に影響を与えるようなことはできなかった」

「今さら誰が悪いと言ってもね」。経済企画庁で水質調査課長補佐を務めた汲田卓蔵（82）の目に、突然涙があふれた。東京の自宅で水俣沿岸の水質規制を検討した五九年当時を振り返り、汲田は訴えた。「みんな知ってたんだよ、原因が工場排水にあることは。しょうがなかったんだ」

水質調査課はできたばかり。通産省出身の汲田をはじめ、各省出向組の課員たちは毎晩のように水俣病対策を議論した。汲田たちの意見は、次第にチッソの排水停止論に傾いていく。しかし、壁は厚かった。

水質規制の権限は経済企画庁にあったが、実際は通産省の意向を無視できない。「規制すべきだ」と主張すると、あちこちで「あいつはいろいろしゃべるから良くない」と陰口をたたかれた。

「腹が据わってりゃ、辞めて訴えればよかったんだ」と汲田は唇をかんだ。「今はもうさ、あんなことにはならないと思う。ああいう時代だったんだよ」

経済成長が人命より優先された時代は確かに終わった。だが、一行政マンの勇氣ある訴えを受け止める懐の深さが今の官僚組織にあるだろうか。

五九年暮れ、原因と責任はあいまいなまま、チッソと被害者間で少額の見舞金契約が結ばれ、水俣病問題はいったん「終息」する。しかし、汚染されたチッソの排水はその後流れ続けることになる。



チッソ労組発行の「工場新聞」。1959年の排水浄化装置完成を祝う記事には「処理は完璧」とあるが、有機水銀を除去する効果はほとんどなかった



旧昭和電工鹿瀬工場の排水口。案内してくれた男性患者は「ここから阿賀野川に母が垂れ流された」と語った。＝新潟県阿賀町

県は被告とならなかった。

原告側弁護士坂東克彦(73)はいう。「北野さんは常に被害者の立場にあり、味方だった。敵に回す理由はなかった」

「九州のハンセン病療養所が、私の原点です」。愛知県尾張旭市の自宅で、九十一歳の北野は信念を口にした。

北海道大医学部卒業後、赴任先に鹿児島県鹿屋市の国立療養所星塚敬愛園を選んだ。実家には勘当されたが、敬虔なクリスチャンだった園長の下、患者と日々向き合い「人間の良心の在り方を学んだ」。新潟水俣病の原因追及に奔走する北野は、国や昭電の横やりに遭う。それでも「良心」ある行動を貫いた。

訴訟が始まると、厚生省から電話が入った。「北海道の部長にどうか。いずれ本省で局長の目もある」。出世を餌にした明らかな「北野

「新潟県下に『水俣病』」「七人が発病、すでに二人死ぬ」「有機水銀中毒」――。衝撃的な見出しが新聞に躍った。

一九六五(昭和四十)年六月。「終息」したはずの水俣病が、熊本のはるか北、新潟県阿賀野川流域で確認された。恐れていた被害の「飛び火」。昭和電工の工場排水で汚染された魚を食べた住民は水銀に侵され、手足のしびれ、痙攣を起こした。熊本と全く同じ構図だった。

「こりゃあ大変なことになる」。対策を指揮する県衛生部長は厚生省から出向していた北野博一。その動きは素早かった。副知事を長に研究・対策本部を立ち上げ、保健婦や看護学校生を健康調査に総動員。わずか二週間で流域住民約二万九千人の聞き取りを始めた。

熊本では見送られた魚介類の捕獲禁止や胎児性水俣病予防のための妊婦指導も行った。その結果、胎児性の認定患者は一人にとどまり、日本初の公害裁判となった六七年の新潟水俣病第一次訴訟で、

メモ 1966年の水俣病問題「終息」

水俣病公式確認から3年 装置の年内完成を指示。11月の59(昭和34)年秋、事月には厚生省の部会が「原因は終息へ動きたす。10月、因は有機水銀化合物」と答。通産省はチツソに排水浄化 申するが、発生源を特定せ

ぬまま解散する。12月にチツソ水俣工場の排水浄化装置「サイクレーター」が完成。水銀除去効果は薄かつたが、工場は安全宣言し、年末に被害者と見舞金契約を結ぶ。水俣病問題は事実上「終わり」を迎える。

〔5〕再燃 熊本の過ち繰り返さず

外し。証人に立つときは「国に責任が及ぶ証言はやめてほしい」と、環境庁に要求された。

坂東の事務所に、裁判を勝訴に導く重要書類のコピーが投げ込まれたことがあった。「犯人」は北野だった。「国や昭電に対して、こんちくしょうという怒りがあった」。終始穏やかな北野の口調が、少し上ずった。

二〇〇六年三月上旬。豪雪の名残が、工場の敷地を白く覆っていた。新潟県阿賀町にあった旧昭和電工鹿瀬工場は、現在も子会社として操業している。阿賀野川右岸に「毒」を垂れ流した排水口が残る。

行政に対し、地元には「対策は完べきでなかった」という声もある。調査地域を限定したために漏れた被害者がいた。出産指導は強制ではなかったが「県にいわれて中絶した」と打ち明ける女性もある。熊本に比べ被害者数が少ない分、差別と偏見は今も根強い。

それでも新潟では、熊本の犯罪的な過ちを繰り返さなかった。新潟のような初期対応が熊本にあれば、再発は防げた。新潟の被害者は、生まずに済んだはずだった。

熊本で被害拡大を放置した役人たちについて、北野はこう語った。

「むしろ熊本は、一般的な役人だった。なんだかんだ言い逃れをして、先送りするのが人間。事なかれ主義は役人の通性だから」

六八年、国は熊本と新潟の水俣病の原因を「工場排水による水銀中毒」と断定。ようやく行政は「公害病」と認めた。

メモ 新潟水俣病

阿賀野川上流の昭和電工 鹿瀬工場がメチル水銀を川 に排出し、汚染された川魚 を食べた流域住民が被害者	となった。新潟県によると、 法律に基づいた認定患者は 690人（申請件数213 8件）、うち生存者は25	9人（06年2月末現在）。 関西訴訟最高裁判決を受け、 11人が新たに申請。一次訴 訟は熊本より2年早い67年 に提訴。企業側に加害、賠 償責任を認めさせる画期的 な判決となり、公害裁判の 先駆けとなった。
---	---	--

〔6〕省壁 正義の味方 一転悪役に

元大分県知事の平松守彦（82）には、忘れられない思い出がある。

旧通産省の産業公害課長だった一九六四（昭和三十九）年ごろ、テレビ局の企画で東京の隅田川を船で下った。公害問題が騒がれていた時代。記者が悪臭漂う川の水をコップにすくい、金魚を入れると、バタバタとものが死んだ。

「流域のバルブ工場の排水が原因」。同船していた厚生省公害課長（当時）の橋本道夫（81）が、カメラに向かって訴えた。「厚生省は月光仮面、通産省は悪役だった」と、平松は苦笑する。

一方の橋本は「他省庁はいつも（被害者救済の）障壁だった」と振り返る。水俣病では、爆弾汚染など根拠のない主張をする研究者から横やりが入り、原因究明が遅れた。経済官庁や企業から援助を受ける「御用学者」たちだった。

厚生省は六八年九月、水俣病を公害病と認め、「原因はチッソ」と断定した。公式確認から十二年。

対策が講じられないうちに、被害は確実に膨れ上がっていた。

七一年八月、環境庁（当時）が出した一通の事務次官通知が注目を集めた。「当該地域に係る水質汚濁の影響によることを否定し得ない場合は、水俣病と速やかに認定する」。水俣病の幅広い救済を初めて具体的に示した画期的内容だった。

環境庁は一カ月前に発足したばかり。厚生省に代わって公害を取り締まる「正義の味方」として脚光を浴びていた。「水俣病問題はある種の試金石だった」。厚生省から出向し、公害保健課長補佐を務めていた古川貞二郎（71）はそう語る。

木造二階建ての庁舎は冷房がなく、扇風機で暑さをしのぎながら通知の文案を練った。各省庁からの寄り合い所帯だったが、活気があった。

長官の大石武一（故人）は医師。水俣病の患者認定に大きな風穴をあけたことで世論とマスコミが味方についた。「風が吹けば少々の無理さえ通ってしまう雰囲気は、怖いほどだった」と古川。船出は順風に見えた。

現実には厳しかった。

「応援してくれる政治家も業界もない。予算を取るとか、法案を通すとかは全く非力だった」。旧大蔵省から出向し、七四年から約三年間、官房長を務めた金子太郎（80）は環境庁の足腰の弱さにあきれた。

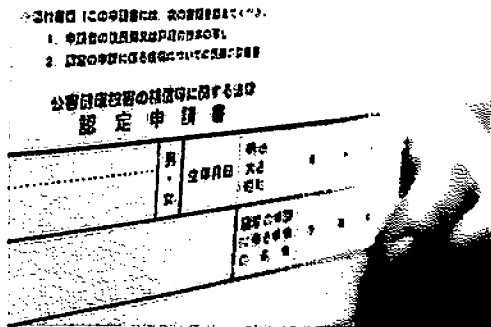
悩みは患者認定と補償問題。七一年の事務次官通知後、認定申請が急増し、熊本県の審査が追いつかない。一方、七三年にチツソと患者団体は一人千六百万—千八百万円の補償協定を締結。負担の大きさに、チツソの支払い能力を心配する声がささやかれた。

「患者認定イコール補償」の構図は、地元で亀裂を生む。「あいつはニセ患者だ」といった投書が何十通も寄せられた。金子たちは政治家に事態打開の手助けを求めたが、票にならないと分かると冷たい反応。ほとんど動いてくれなかった。

世論の関心が薄れるのを待ったかのように、環境庁は七七年、患者認定の新たな判断条件を示す。現在まで続くこの「昭和五十二年判断」は、複数症状の組み合わせがなければ患者と認めない厳しい内容。「六年前の通知を分かりやすくしただけ」と環境庁はいうが、狭い基準で患者を絞る意図はなかったか。

「チツソがつぶれたら国に（責任が）来ちゃうという空気があった。認定を遅らせたり、厳しくしたり。行政の醜さが出た」と金子は打ち明ける。「正義の味方」は、一転して被害者切り捨ての張本人になった。

金子はいう。「結局、環境庁は通産省の後始末を押しつけられた。何でやらなきゃいけないんだって気持ちだが、正直あった」



患者たちが認定を受けるために書いた申請書。「昭和52年判断」のために、認定基準の門戸が事実上狭まった



「あれは痛恨だった。優秀な男だった」と、山内氏の死を語る北川石松元環境庁長官＝大阪府寝屋川市の自宅

「苦悩 良心と職責のはざままで

見るに見かねて、司法が動いた。

「なお未解決であることは誠に悲しむべきである」。一九九〇年九月、患者認定を争う水俣病訴訟で、東京地裁が初の和解勧告をした。過去八年間に同様の国家賠償訴訟が相次いで起こされ、二十人以上が争っていた。明快な裁判長の言葉に、原告は傍聴席で涙を流した。

「和解せえつ。これは時の氏神じゃ」。当時環境庁長官だった北川石松は、独特の河内弁で幹部に命じた。「できません」。官僚たちは頑として行政責任を認めようとはしなかった。

所属する自民党の主流派も、長良川河口堰問題で国に再調査を求めた北川の市民派的言動を快く思っていなかった。「党から有形無形の圧力があつた」。間もなく「和解できない」と前言撤回した事情を、今八十七歳の北川はそう明かす。

熊本、福岡、京都と地裁の和解勧告は続いた。追い詰められた北川は、十一年ぶりの現地訪問へ

動く。熊本には、和解を拒む国を批判し、チソ支援の県債発行停止という「切り札」をちらつかせる知事細川護熙（当時）がいた。少しでも前向きな姿勢を示すことで、細川を説得したかった。それが部下の自殺という「痛恨の出来事」（北川）を生んだ。

玄関には、今も「山内豊徳」の表札が掛かっていた。事務次官に次ぐナンバー2の企画調整局長。環境庁批判の矢面に立っていた山内（当時53）は、東京都町田市の「わが家」を最期の場所に選んだ。妻の知子（64）はつらい記憶をたどり、前夜の夫の様子を語った。

「水俣の仕事はどうしてもやりたくなかった。自分にうそをつかなきゃいけない部分が多すぎるんだ」。山内は家族を食卓に呼び、役所を辞める覚悟と事情をぼつりぼつり話した。旧厚生省で

一貫して福祉の現場に携わり、公害対策基本法制定にも尽力した。常に人に優しく、その心は、臨界点に達していた。

北川の記憶に残る山内の最後の姿はまるで違う。死の二日前の長官室。水俣行きをめぐって幹部と激論が続いた。

「行かれても効果はありません。恥をかくだけです」「君らの肩の荷を軽くするためだ」北川の意志は固く、ついに幹部も折れた。

メモ 水俣病認定基準

公営健康被害補償法に基
づき行政が患者認定するた
めの基準。1977年以降、
四肢末端の感覚障害に加え、
運動失調や視野狭窄など複
数の症状の組み合わせを認
定条件としている。新潟を
含め約1万8千人が申請し

たが、認定は約3千人にと
どまる。患者や研究者から
厳しすぎるこの批判があり、
01年の大阪高裁判決は吉先
もこれを支持した。
の感覚障害だけで水俣病被
害を認定できるとの判断を
示した。04年の最高裁判決

北川は山内に「一緒に行こう」と声を掛けた。「にこっと笑って「お供します」と言うてくれよっ
たんや。にこっとな」

水俣を訪れた北川の隣に山内はいなかった。人としての良心と官僚としての職責。山内の心は、
常に被害者が切り捨てられてきた水俣病の現実耐えられず、二つに引き裂かれたのだろうか。

国の和解拒否は、山内という、水俣病史における「もう一人の犠牲者」を生んだ。

山内と同じ時代を生きた他の官僚たちに、良心がなかったわけではない。だが、強固な組織の中
で、個人の思いを持ち続けることは易しくない。

「個人の思いを貫こうとしても、組織では一本になるしかない。いろいろ悩んだ」

山内同様に厚生省から環境庁に移り、国立水俣病総合研究センター所長を務めた野村瞭(67)は
退職後、立場を百八十度変えた。現在は水俣市の胎児性患者らが通う共同作業所理事。「水俣病と
の関係を終わらせるには、心の整理がつかなかった」

知事時代は和解に前向きで、国を「半歩遅れている」と非難した細川は九三年、非自民政権で総
理に。問題解決への期待を一身に集めるが、八カ月後、何も決断せぬまま退陣した。和解は幻に終
わった。

メモ 和解への動き

1989(平成元)年、 水俣病全国連は司法制度を 利用した和解による被害者 救済制度の要求を決定。ほ かの被害者団体も「生ある	うちの救済」へ動きだす。 90年9月28日、東京地裁は 「早期解決のためには訴訟 関係者が何らかの決断をす るほかない」と初の和解を	勧告。各地の裁判所も相次 いで和解勧告した。熊本県 とチツソは和解に応じたが、 国は「責任・病像論で隔た りがあり、現時点において	は和解勧告に応じることは 困難」として拒否した。
---	--	---	-----------------------------

「8」決着 責任あいまいなままに

一九九五年七月の蒸し暑い夜だった。社会党衆院議員(当時)の田中昭一(72)は、首相公邸で
一枚の文書をはさんで官僚とにらみ合っていた。

文書は、水俣病未認定患者救済に関する首相見解。村山富市が福岡市で翌日表明し、自社さの与
党三党間で調整が進む「政治決着」の基本姿勢を示す予定だった。そこでどこまで行政責任に踏み
込むか。党の水俣病対策委員長だった田中は、注目の文案作りに力を注いでいた。

問題点は二つ。一つは行政責任を認めて「謝罪」という言葉を盛り込むか。もう一つは、政府の
見解とするか、首相個人の見解とするか。

「政府見解じゃなきゃだめだ」と声を張り上げる田中。旧環境庁幹部は「国が責任を認めると国
家賠償に直結しかねません」と譲らない。十数回の書き直し後「謝罪」を「遺憾の意」に弱め、代

失望させた。その「免罪符」として「社会党政権らしい実績が必要だった」。党事務局で水俣病問題に取り組んでいた田中正（58）は、村山が見解を発表したのも「直後に参院選を控えていたから」と明かす。

一方、政権復帰したばかりの自民党にも弱みがあった。政調会長、幹事長（当時）として党内をまとめた加藤紘一（66）は「社会党の主張がある程度聞かないとまた野党に落ちかねなかった」と語る。利害関係が薄いせい、党内の抵抗も意外に少なかった。抵抗していたのは行政だった。

田中昭一は、細川護熙が首相を務めた九三年の非自民政権を思い出す。与党八党・会派の水俣病対策委員会委員長に田中の名が挙げると、半数が反対した。解決に熱心な田中外しを環境庁が裏で根回ししていた、と後に聞いた。「官僚を動かすのは政治しかない。で



訪れた水俣病患者団体の人たちに、深々と頭を下げる村山富市首相（左）＝1995年7月、福岡市内のホテル

わりに政府見解とすることで合意した。時計は午前三時を回っていた。

半日後に発表された村山の談話を聞いた田中は耳を疑った。救済の遅れを「心から遺憾」とするのは「政府」ではなく、「私」に変わっていたからだ。「これじゃ村山さん個人の反省になってしまふ」

田中は官邸に走った。内閣官房長官だった五十嵐広三とともに環境庁幹部を問い詰めた。幹部は「誰がやったか分かりませんが、手違いで」と頭を下げるばかり。「犯人」は今も分からない。政治決着に従うのがいかに嫌だったかという証左だ。田中は腹立ちを隠さない。

政治決着が大詰めを迎えると、さらに次々と難問が持ち上がった。

環境庁案では、被害者に支払われる一時金は全員一律。これに対し、長年訴訟を続けてきた患者団体から「何もしていない人と同額では納得いかない」と不満が相次いだ。「政治決着で新たな切り捨てが生まれないか」という懸念もあった。

「弁護士費用を上乗せしろ」といっても、行政は鼻にもかけなかった。最後は、一時金のほかに各団体の活動に応じて「加算金」を支給することで決着をみた。知恵を絞ったのは、やはり田中たち政治家だった。

政治決着の背景には、各党それぞれの事情があった。

政権発足当初、社会党は安保条約や自衛隊をめぐって従来の政策を大きく転換。長年の支持者を

も実際は官僚の言いなりだった」

九五年十二月、政府は水俣病問題の「解決策」を閣議決定する。しかし、「継続する関西訴訟に影響を与えては困る」と行政責任はあいまいなまま。患者認定基準も見直さなかった。官僚の意向は、最後まで覆らなかった。

メモ 水俣病問題の政治決着

被害者の高齢化が進み 「命あるうちの解決」を求 める声が高まる中、政府は 1995年、患者と認めな いまま補償する政治解決策	を打ち出した。内容は (1) チツソが救済対象者 に1人当たり260万円の 一時金を払う (2) 国と熊 本県は医療費を支給 (3)	救済を受ける被害者は自主 交渉や訴訟を取り下げる一 など。一時金受給者は死者 を含めて10353人に上 った。対象とならなかった	1187人にもはり治療費 などが支給された。
--	--	--	---------------------------

「9」限界 知事の意気込み空回り

「県民のお母さん」。原告の呼び掛けに、熊本県知事の潮谷義子(66)は、一瞬体をこわばらせたように見えた。

二〇〇四年十月十五日。環境省が「絶対負けない」といい続けた水俣病関西訴訟上告審で、国と熊本県は完敗した。「患者の気持ちに分からんのか」「責任ある救済策を出せ」。四日後、原告団に謝罪した潮谷は激しい非難にさらされた。

「独自案でいきましょう」。潮谷の決断は早かった。関係課に未認定患者救済策の検討を指示。翌年度の実施を目指し、国の新年度予算案に間に合わせるよう檄を飛ばした。さらに認定基準の矛盾に踏み込み「このままの判断でいいのか疑念を感じる」と主張をエスカレートさせた。

不知火海沿岸全体の未認定患者約二万五千六百人に「療養費」を支給する。わずか一カ月でまとめた「独自案」を抱え、潮谷は東京へ飛んだ。環境相、小池百合子(53)に直談判するために。女性トップ二人の会談。「国には国の判断をよろしく願いたい」。小池に対して先にボールを投げた潮谷は、すぐに熊本に戻り、報道陣の前に宣戦布告した。

「県の案をのめないなら、国が代案を示す責任がある」

実務交渉は難航した。十一月の「トップ会談」後、県環境部次長の森枝敏郎(55)は、月数回の「環境省詣で」を繰り返す。そのたびに、国との「温度差」に違和感を覚えながら。

森枝には忘れられない思い出がある。水俣振興推進室に在籍した一九八九年。水俣湾埋め立て地で開いた地域づくりコンサート会場で、患者団体からビラをまかれた。

「行政はこれまで患者を置き去りにしてきた。水俣病と真剣に向き合ってこなかった」

以来、年間百日近く水俣に足を運び、未認定患者救済運動のリーダーだった川本輝夫(故人)らと親交を重ねた。そんな森枝からみた環境省の態度は「原告に賠償金を支払えば済む」と冷めていた。

「これ以上、未認定患者を放置できない。国も乗ってほしい」。森枝の説得に、環境省は「根拠が

不明確だ」と抵抗した。交渉が三時間近くに及ぶ日もあった。

○五年二月、ようやく妥協の糸口がみえた。「(一定の条件で医療費を支給する)保健手帳の拡充ならいい」。一九九五年の政治決着枠組みを崩したくない環境省の、ぎりぎりの譲歩だった。

環境省案で医療費を支給されるのは、熊本、鹿児島両県の六市四町の一部だけ。県案よりはるかに狭い。しかし、権限と財源は国にあった。「仕方ない」。森枝は限界を感じていた。この後、国との交渉は負担割合に矮小化されていく。

最高裁判決から一年半。全面解決を描いた県の思惑をよそに、事態は混迷を深めている。

○五年十月、国の水俣病救済策に基づ



定例記者会見で、国の水俣病認定審査会設置の方針について語る潮谷薫子知事 =2006年3月27日、熊本県庁

いて新保健手帳受け付けが始まったが申し込みは低調。対照的に新たな患者認定申請は三千六百人を突破し、九百人余りが国と県を相手に再び裁判に踏み切った。

国と県の溝も深まった。県の認定審査会が機能停止に陥る中、自民党小委員会は突然、国の審査会復活を表明。頭越しの動きに潮谷はすぐさま「県は苦しい立場に置かれる」と反発した。

ところが、自民小委に出席した副知事が議員から「余計なことをいうな」と罵倒されると、「審査促進につながる」と評価を一変。認定基準見直しについても、今は「国の所管」と繰り返すばかりだ。

国の反発を招いた県の独自案は拙速だったのか。「水俣病は現在進行形の問題だから」。森枝は焦燥感を抱きながら、次の策を手探りしている。

メモ 水俣病認定審査会

熊本、鹿児島、新潟の各 員は熊本20人、鹿児島8人。 1979年から96年までは 任期2年。水俣病関西訴訟 県の業務を補完する国の審査会が「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」に基づき申請を受け付けた。再開には法改正が必要。



水俣病公式確認50年事業実行委員会で「要望は現時点では伝わっていない」と語った環境省環境保健部の滝沢秀次郎部長（左端）＝2006年3月29日、水俣市

「10」覚悟 「消滅」でなく「解決」を

「総理が来るという話はどうなったのか」。環境省幹部は紅潮した顔で答えた。「現時点では（首相に）伝わっていない」

二〇〇六年三月二十九日午後、熊本県水俣市。水俣病公式確認五十年事業実行委員会の空気は、この発言で一変した。「いったい何をしているのか」。患者から怒号がわき起こった。

五月の犠牲者慰霊式に首相の出席を求める要望を環境省に渡したのは一カ月前。被害者の声は省内でたなざらしにされ、官邸には届いてさえいなかった。

同じころ、官邸で記者団に囲まれた首相小泉純一郎（64）は、式典欠席について淡々と語っていた。「水俣病対策はしっかりやらなければいけませんけどね。外遊日程が入りますからね」

小泉政権発足一カ月足らずの二〇〇一年五月。ハンセン病国家賠償請求訴訟で国の責任を認めた熊本地裁判決に対し、小泉は官僚の反対を押し切って劇的な「控訴見送り」を断行、喝采（かつさい）を浴びた。あれから五年。政権「ゴール」を目前に控えた小泉は、水俣病問題を環境相の小池百合子に「丸投げ」したまま。被害者の声を聞く耳は、もはや持たぬかのようだ。

官邸周辺に動きがないわけではない。

自民党は三月初め、小委員会での認定審査会復活を提起。民主党も被害者救済を図る特別立法に意欲を示し公明党も議論を始める。だが、三十年続く現行救済制度の抜本見直しに政治は二の足

を踏む。それは事実上、官僚の現状維持路線を黙認するのと同然だ。

水俣病患者連合事務局長、高倉史朗（54）の耳には、今も環境省幹部が放った「脅し文句」が残る。「認定基準を見直すと、政治決着した人も（救済から）外れることがあるんじゃないですか」

水俣病被害者といっても事情はさまざま。患者認定され補償を受けた人、未認定のまま少額の一時金で政治決着を受け入れた人、申請を棄却され亡くなった人……

基準を見直せば、新たな混乱を生む可能性もある。政治決着で救済された被害者が、新しい基準ではじかれ、一時金返還を求められる恐れはないか。認定患者からも「基準見直しで患者が増えれば、補償金が減るのでは」と不安が漏れる。

地元の複雑な事情と政治の及び腰を見越した

ように、環境省幹部は言った。「基準を見直しても、誰も幸せにならない」

「理路整然とした解決はもはや不可能」

環境相の私的懇談会委員で元水俣市長の吉井正澄は、問題解決の難しさを知り抜いている。かといつて、このまま年月が過ぎれば、未認定の被害者はいずれ全員死ぬ。それが国の望む「全面解決」なのか。

「それは解決ではなく『消滅』。環境行政そのものが、歴史的評価に耐えられないだろう」

この五十年、官僚も政治家も解決に踏み込む分かれ道に立ちながら、問題を先送りしてきた。国、県の役人たちは「できることはやってきた」「後から批判するのは簡単だ」と繰り返す。だが、同じ言葉を被害者の前で胸を張って言えるだろうか。

公式確認から半世紀。過去と同じ不作為の歴史をなぞるのか、何らかの解決に向け、覚悟を決めて一歩踏み出すのか。水俣病は今、新たな岐路に差しかかっている。

(敬称略)

メモ 水俣病の患者補償とチツソ支援

慰謝料は1600万—1800万円の3ランク。ほかに医療費全額補償、終身特別調整手当など。いずれもチツソが負担するが、経費増大に伴い1978年、熊本県が県費を発行し、資金を貸し付ける方式が始まった。国は2000年、返済を肩代わりする異例の支援策を決定。肩代わり分はチツソが少しずつ返済する。

水俣病「95年救済」 村山元首相に聞く

2006.03.28掲載

50年続く争いは行政の怠慢

水俣病の未認定患者救済問題で一九九五年の政治決着を実現した元首相の村山富市氏(82)

「社民党(当時社会党)」が大分市の自宅で西日本新聞のインタビューに応じた。首相だった当時は行政責任を認めなかったが「やはり国の責任は免れない」と明言。患者認定基準に異を唱える訴訟が続き、混乱が収まらない現状について「非常に残念。政治家の決断が必要だ」と訴えた。

村山氏との主なやりとりは次の通り。

—当時の政治決着はどのように助けたのか。

自民、社会、さきがけ(当時)が連立政権をつくったとき、戦後五十年の節目じゃから未解決



「国の責任は免れない」と語る村山富市元首相＝大分市の自宅

問題を処理しようとする方針を決めた。水俣病問題も三党で対策委員会をつくった。裁判が長引いて被害者が高齢化し、患者団体から「和解のテーブルについてくれ」と国に強い要請が来っていた。

—与党内や官僚の抵抗はあったか。

社会党が首班を占めるとわけて

じゃから、自民党も無視するわけにはいかん。むしろ官僚から抵抗があった。九五年七月に福岡市で患者団体の代表と会い「公式確認から四十年近くたつのに解決しないのは遺憾だ」という話をした。そのとき、環境庁は「政府見解じゃない。首相個人の思いだ」と言い張った。環境庁の担当者はずっと訴訟を続けてきているから、裁判への影響を警戒する。汚れた魚を食べて病気になるという経緯は明らかなんじゃから、そりゃ、国の責任は免れないよ。僕はそう思うとった。

—同年十二月の政府見解で救済の遅れを「申し訳ない」と謝罪したが、患者側から「明確に国の責任を認めていない」と批